

「第２期郡山市図書館基本的運営方針（案）」にお寄せいただいた御意見等と市の考え方

受付 番号	御意見	(実施機関)の考え方
1	(１) P19 施策３の「高齢者等のデジタルデバイドの問題に誰でも対応できるよう・・・」デジタルデバイドという言葉が出てくるが一般的ではなくわかりにくい表記になっていると思います。注釈が以下に表記されているがもともとの記載や文章をわかりやすい日本語で表してほしい。 (２) 全国では、「認知症にやさしい図書館」(市民に身近な図書館において「認知症を正しく理解する」ことや「多世代交流を促進する」場となるところ)が広がっています。具体的には、認知症の方や家族が気軽に立ち寄れ、楽しめる空間である、認知症の方もそうでないかたも誰もが使いやすい図書館の物理的環境が整っている、認知症に関する資料が用意されていて本以外においても知識が得られる場所になっている、このような視点で運営されている図書館であり場所であるところです。 郡山市図書館は残念ながら、建物も古く、物理的なバリアフリーになっていない、冷暖房も適温ではない、といったハード面、館内がわかりにくく自由にくつろげる雰囲気ではないというソフト面で認知症にやさしいとは思えません。認知症にやさしい視点で運営を図ってほしいと思います。 以下サイトに「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」「図書館編」が用意されています。この手引きを職員・司書の方はどれだけ読まれているか、意識して取り組まれているか、認識の度合いを公開し、認知症にやさしい図書館となるようにしてほしい。 日本認知症官民協議会 https://ninchisho-kanmin.or.jp/guidance.html 認知症バリアフリー社会実現のための手引き 日本認知症官民協議会 https://ninchisho-kanmin.or.jp/guidance.html 認知症にやさしい図書館にするために - 北九州市立図書館	P19 施策３の表記を見直します。 中央図書館では、「高齢者コーナー」として認知症や介護など、高齢者の健康や暮らしに役立ち、課題解決につながる書籍等資料を設置しております。このため、P17 施策４「誰もが利用しやすいサービスの拡充」の主な取り組み「高齢者に対するサービス」に認知症や介護に関する文言を追記します。 また、認知症に関する職員の認識向上については、郡山市地域包括ケア計画に基づき、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きられるよう、見守りや自尊心を尊重した接遇など、研修等の機会を利用しながら、認知症に関する知識を深める取り組みを推進してまいります。

	https://www.toshokan.city.kitakyushu.jp/branches/kokuraminami/2025/02/post-6.html 「認知症にやさしい図書館」を目指し、郡山市や地域包括ケアセンター（高齢者安心センター）、当事者団体、福祉関係者、教育関係者と共同し、認知症カフェや認知症サポーター養成講座の開催、認知症に関する啓発コーナーの常時設置（郡山市内の図書館では希望ヶ丘図書館が唯一対応）するなど、取り組みを進めていただきたい。	
	（３）大学や産業界との連携や意見交換して専門的な知見から蔵書の充実や諸制度（福祉やバリアフリー、医療、知的財産など）の啓発イベントをおこなってはどうか。	図書館としては、他部署で行う健康や環境に関するパネル展示等の啓発活動時の関連図書の展示・貸出を行っておりますが、地域の課題解決に必要な資料を紹介する時事課題の特設書棚などを活用しながら、啓発イベントを実施してまいります。P20 施策１「地域の課題解決に対応したサービスの実施」の主な取り組み「時事課題の特設書棚の設置・展示」に具体的な内容を追記します。 また、関係団体代表や大学教授等をメンバーとする図書館協議会を開催し、図書館の運営に関して情報交換や意見聴取を行っており、引き続き皆様に親しまれる図書館を目指してまいります。
	（４）歴史資料館ができることで、埋もれているように見える郡山市の歴史（日本遺産としての安積疎水、高玉銀山、額取山、田村地域の古墳・遺跡など）についてより発見できるようなイベントを図書館として行ってはどうでしょうか。	M L A連携事業の取り組みとして、隣接する歴史情報博物館のイベントにあわせた関連図書の展示を行うことから、P20 施策２「関係機関、団体との連携強化」及び P21 施策３「居場所づくりとしての図書館」の主な取り組み「M L A連携」に具体的な内容を追記します。